

道州制・地方財政制度調査検討会  
第4回 地方財政制度分科会（拡大勉強会） 結果概要

日時：平成19年12月3日（月）

15：30～17：00

場所：全員協議会室

出席委員：前野和美分科会長、館直人座長、西塚宗郎委員、小林正人委員、  
永田正巳委員、中嶋年規委員

欠席委員：津村衛委員、森野真治委員、杉本熊野委員

（拡大勉強会として、委員以外二十数名の議員及び執行部十数名の  
聴講があった。）

概要：関西学院大学大学院経済学研究科教授 小西 砂千夫 氏 により、  
「公会計改革と地方財政健全化の指標」と題して、以下のとおり講  
演が行われた。（司会：前野分科会長）

#### 講演録

関西学院大学の小西でございます。今日はよろしくお願ひします。では、  
できるだけ手短にお話をさせていただきますので、私の方は、時間的制約は  
ございません。今日中に帰れば構いませんので、たくさんご質問をいただ  
ければと思います。

少し前段の話を申し上げたいと思います。北川県政の頃に話は遡るのです  
が、今ご縁があって、私の大学で教員になっていただいております村尾信尚  
さんがこちらの総務部長になっておられた頃、平成8年、総務部長になって  
2年目くらいだと思いますが、私の所に電話がかかってきまして、なぜ私に  
声がかかってきたのか分からないのですが、大蔵省時代から存じ上げており  
ましたので、声がかかりまして、バランスシートを作るという話でしたが、  
実は、今だからこそ話しますが、「あまり意味がないのではないか」というこ  
とを言いました。その時はいろいろやりとりをして、「まあ、そうか」という  
ことになったのですが、1年後にまた電話がかかってきまして、「どうしても  
作ることに決めたから手伝って」ということで、了解しました。平成9年の  
話です。半年ばかり作業をして、平成10年2月にできました。私の大学に  
石原俊彦教授がおりまして、当時研究室が隣同士でして、彼は会計学なので、  
会計学と財政学の教員で、久しぶりに、本格的なバランスシートができた  
た。その当時、平塚市かどこかで作っていたところがありましたが、たいへ  
ん話題になりました。

ところが、その時、平成10年2月、行政システム改革という冊子で、三

重県としての、初めての包括的な改革を作った1つの柱に「公会計改革」というのがありました。当時の北川知事に説明にいったのですが、「これ、何に使える？」という話をされまして、数分説明をしたのですが、当時あまり細かいことは覚えておりませんが、自分が確信を持って話していないということは、自分が一番よく分かっています、「何に使える？」と聞かれて、本当は「分かりません」と答えなければいけないのですが、分からないときに「分かりません」と答えずに、別の答え方をするというテクニックだけは大学の教師は皆持っていますので、それなりに話すわけです。しかし、自分を偽っているわけです。平成10年の話ですが、

そこからです。私がバランスシートブームを世に送り出したというのはおこがましいのですが、世の中がそういう状況にあり、そのタイミングで出たものですから話題になったのですが、きっかけを作ったものとして、「何に使えるか」ということに決着をつけないままにいるというのは、知的誠実さに欠くわけですし、そこからは自問自答でした。私としては非常に孤独な世界で、どなたもその世界にはつきあっていただけません。先日、こちらでお話をされた森田先生は、浜松市の新公会計制度研究会で、つい最近まで一緒に作業させていただいた仲ですので、森田先生とは意思疎通がとれたと思っています。そういうわけで、ここで森田先生がお話いただいたということは、私にとってとてもありがたいことです。森田先生は、「こういう形で、具体的に使える」ということは、あまりおっしゃらなかったのだらうと思います。それはある意味、適切だったのではないかと思います。浜松市の新公開制度研究会で申し上げてきたことと同じトーンで、森田先生もお話いただいたようです。

何に使えるかという話は、専門家でもだいぶ意見が分かれるところだと思います。実は今日持ってきた資料は、つい最近、日本財政学会で報告したもので、要するに、「財政分析とバランスシートはこういうことになっています」と整理しようではありませんか、という報告です。この前段、去年（平成18年）の秋に国際公会計学会で同じ趣旨のことを報告しました。この2つの学会では、一応分かっていたということになっています。ただ、私が今から申し上げることは、みんながそうだと叫ぶ部分ですが、ある意味、そうだからこそ真剣に議論している部分です。この問題については、三重県でお世話になったという経緯もありますので、今日、こういう形でご報告する機会を与えていただいたことをたいへんありがたく思っております。同時に、三重県議会としても、この問題については、表面的なところではなく、深いところで認識を一にさせていただきたい。「バランスシートを作ったことが改革である」などということではぜんぜんダメです。「それが何に使えるのか、もっと具体的な話をしなければ意味がない」というところでなければなりません。その議論で、三重県としてトップランナーになってほしいと思います。

かねてから理事者側には「こうしませんか」と、ずっと申し上げているの

ですが、ちょっと反応が悪いです。今日は議会にお招きいただきましたので、議会としてもご理解いただければと思っております。私としては、バランスシートというものを、もう一步深めて、こう使いましょうというところを具体的に申し上げたいと思いますので、途中の議論は結構ややこしいですが、お配りした資料に結論が書いたものがありますので、少し結論に行くためのプロセスを申し上げて、最後に結論として、「こういうふうに使いましょう」ということを申し上げます。実は三重県の予算調整室は、私が申し上げることはよく理解しています。ですから、「それを使おうではないか」ということになれば、非常に大きな一歩になると思います。

最初に、この図(資料 P.2 図 2)で説明しているのは、要するに「債務超過は起きない」という意味です。自治体では債務超過には絶対ならない。なぜならないかということですが、三重県でバランスシートを平成9～10年にかけて作っているとき、私としては当然、債務超過になっているかどうかに興味があったのですが、作り始めて、計算結果がでる前に、債務超過にならないということがすぐに分かりました。なぜかといいますと、図 2 に 2 つのバランスシートがありますが、自治体をゼロから作ったとして、1年目の決算をバランスシートにしたとすると、何らかの資産を形成し、それに対する負債が発生します。ところが、地方債は原則建設債にしか出せませんので、負債の方が資産より小さくなります。一般財源や補助金が入りますので、財源内訳としては、資産形成額よりも負債の方が、スタートの時点では必ず小さくなります。しかも、地方財政法5条にあります、負債の償還期間の方が、資産の減価償却期間よりも早い。スタートの時点で負債の方が小さく、減るスピードは負債の方が速い。結局、絶対債務超過にはなりません。「なぜ債務超過にならないか？」という理由は、「地方債の発行と償還のルールで、そうなっている」ということです。つまり、赤字債は出せない、充当率は100%よりも小さい、償還期間が耐用年数より短い、この3つを組み合わせると絶対債務超過になりません。ということは、「当期利益に当たるものが赤字にならない」ということが当然の結果となります。「債務超過かどうか」ということに興味を持って作り始めたのですが、作業を始めた瞬間に、「ならない」ということが分かりました。これは平成9年の私自身の原体験です。

この実感を持っている専門家は、同じことを必ず即答されると思います。「資金ショートが起きていない限り」という条件は、要するに「繰上充用、赤字決算になっていない限り」ということです。もし赤字決算ですと、赤字の残高が負債に残高にカウントされますので、巨額の資金ショートが起こっていると、場合によっては債務超過になる可能性があります。

次の図(資料 P.3 表 1)ですが、表 a が決算統計、表 b が行政コスト計算書、表 c がバランスシート、右下が純資産変動計算書、に当たるものです。自治体の決算統計からスタートして、ある部分だけを見たのが行政コスト計算書で、ある部分だけ見たものを残高で表現したものがバランスシートで、バラ

ンスシートの資産負債差額の増減要因を分解したものが純資産変動計算書です。結局、自治体の決算を分類していくと4つのものができます。財務4表というのは、それぞれに対応しています。役所が決算書、決算統計を使っていますが、決算統計と財務4表がどういう関係になっているかは、財政担当としては即答できないといけません。それができないというのが実感です。関係がよく見えていないと、財務諸表の作成は単なる作業になってしまいます。非常にまずい。そこは克服していただいて、「債務超過には絶対ならない」、「当期利益は絶対黒字になる」という点を抑えていただきたい。

ここは難しいですが、表 a は決算統計を、経常会計と建設会計の2つに仕訳しています。経常会計はストックの増減とは関係ないもの、例えば人件費や物件費のことです。建設会計はストックの増減に関わるもの、例えば普通建設事業費や元本償還などです。ストックの増減に関わるものと関わらないものに分けることによって、何が出てくるかということ、「償還財源」というものが出てきます。償還財源とは、「一切投資をしなければ、いくら地方債の償還に回せるか」というお金です。ですから、現金主義でも償還財源は分かります。三重県の決算統計を見ますと、現金主義会計で減価償却は出てきませんが、「償還財源はいくらですか」といわれると、少し定義が必要ですが、電卓で出せます。減価償却が分かりませんので当期利益は分かりませんが、償還財源は、会計用語で言うと、「償却前利益」です。民間企業の場合は、償還財源が分かっても減価償却が分からないと困ります。減価償却が分からないと当期利益が出せない、当期利益が出せないと配当が出せないからです。しかも民間企業の場合は、自治体のように「投資的経費だけに借金をする」という縛りがないので、減価償却よりも償還財源の方が小さくなる可能性がある、つまり当期利益が赤字になる可能性があります。

ところが、自治体の場合は絶対赤字になりません。なぜかということ、むやみに借金できない、しかも借金の返済が減価償却よりも早い。償還財源の方が減価償却よりも絶対大きいので、当期利益が必ず黒字になります。自治体のような財政運営をしている場合は、償還財源は分かる、減価償却は分からない。しかし、減価償却の方が償還財源より必ず小さいので、当期利益は絶対黒字になる。ですから、当期利益など計算しなくても、償還財源だけを追っかけていけば、十分に財政運営ができるという世界になります。現金主義だけで財政運営ができるということです。地方債のルールで縛っている、償還財源だけを追っかけていけば、自然と健全財政になるという仕組みになっているということです。会計の考え方と、地方債の発行と償還の考え方を2つ組み合わせるときに、今の議論になります。会計と財政の両方に目配りしていただくと、今のような議論に落ち着きますが、このような議論はあまりされていません。

財政学会でも同じことを申し上げました。「会計制度が不備だから財政赤字だ」と世の中の方はおっしゃいますが、現金主義会計で50年やってきて、

破綻したのは夕張市だけで、しかも夕張市は決算が正確でなかった。正しくレポートを書かなかったのでストップをかけるタイミングが遅かったということです。資金ショートが起きているのに、「起きていません」という報告をしていた。財源が50億円の所に200億円を超える資金ショートが起っていました。この現実から、「現金主義でも財政運営ができる何か特別な理由があるのではないか」と考えた方が自然ではないでしょうか。その理由が、地方債の発行と償還に関する縛り、ルールがあるからと考えるべきではないでしょうか。

浜松市の新公会計制度研究会の時、この図(資料P.5)に沿って報告書をまとめませんかと提案し、森田先生もご賛同いただいたものです。まず中央の段に、「議会による予算・決算統制の手段」を置いています。やはりここがオリジナルです。現金主義の予算書・決算書がオリジナルです。議会が予算統制、決算承認をすることが民主主義の基本ですので、そこは現金主義で行います。これが基本で外せません。これがなくなると民主主義でなくなります。ところが予算書というのは、「誰が、何に、何円まで使えるか」ということを書いたものです。款・項・目・節の、款・項までが議会で定める項目になっています。

逆に県民から見ると、「その予算でどのようなサービスをしてくれるのか」ということが書いてない。そこは「事業別予算・決算」を作らないといけない。事業別決算に別のを加えると「行政評価報告書」になります。三重県は非常に早く取り入れましたが、この整理でいくと、事業別決算の進化型をやりましたということです。これは上段の「開示手段の充実」に分類されます。バランスシートもこれと同列に並べています。行政評価報告書を作成して県民に報告する必要性と同じ意味合いで、開示資料として、バランスシートも作成して報告する必要があるということです。なぜかというと、決算統計は(普通会計だけで)80ページもあります。役所で財政の経験がある人でないと、ちょっと読めません。議会議員の方でも、意識して知識を深めてこられた方は読めますが、決算統計を一般の人は読めません。「バランスシートでなければ開示資料とは言えない」ということです。もちろん、普通会計の決算統計も、開示請求すれば見ることはできますが、性質としては、あくまでも内部管理資料です。バランスシートとはそもそも役割が違います。

浜松市の新公会計制度研究会の時、地元の公認会計士さんの委員が言った一言がありがたかったのですが、「民間企業でもバランスシートで経営判断などしていない。それはもっと詳しい内部管理資料でやっている。バランスシートはあくまで全体を包括的に開示するもの、全体像をコンパクトに示すものであって、それで経営判断しているわけではありません」というような意味のことを言われました。バランスシートは株主のために開示するものであって、経営判断するための内部管理資料が別にあるというのは、至極当然のことだとおっしゃっていただきました。

ただ、バランスシートも何かに使えないかということでは、図の右側に書いてあります。これは森田先生が、浜松市の新公会計制度研究会に提出された資料を私なりに咀嚼して書いたものです。どんな分析が可能かという、例えば、種類別のインフラ資産が分かる。それから、財源でインフラ資産の価値を割ってみると、県レベルではほとんど違いが出てこないかもしれませんが、市町村レベルだと、歴代の市長がずっと福祉好きだった、という傾向が分かります。ただ、そのことと「償還能力があるか」、「財政が健全か」ということとは関係がありません。バランスシートの分析はできますが、「財政運営の健全性がバランスシートでなければ分からない」というのはちょっと違います。むしろ、バランスシートは、「その自治体がどんな政策運営をしてきたか」を表すという意味で分析はできます。しかし、財政指標というのはやはり「償還財源に対して負債がどれだけあるか」という情報が一番大事です。償還財源はバランスシートを作らなくても、決算統計だけで算出できます。なぜかという、減価償却がなくても償還財源は定義できるから、あるいは、減価償却と償還財源は関係ないからです。その様に浜松市では整理をして、「バランスシートはしっかり作るけれど、財政指標は決算統計から作ります」というストーリーとしましたが、このストーリーが一番大事だと思います。現状は、財政指標として決算統計を使いこなせていません。決算統計と財務4表の関係が説明できないようでは、非常に困ります。

次の図(資料P.6 図4)は、全国知事会の際に東京都が説明された「機能するバランスシート」に対する私の解説ですが、「『公会計を充実させないと財政分析はできない』ということはない」ということについては、私は譲歩していません。

次の表(資料P.7)は経常収支比率を計算している表です。決算統計の中では、大事な表のうちの1つです。経常収支比率の計算と償還財源の計算が、限りなく似ているからです。償還財源というのは、経常収入から経常支出を引いたもので、経常収支比率とは、経常一般財源のうち、人件費・物件費等の経常支出がどれだけ占めているか、というものだからです。経常収支比率の計算が償還財源の計算と同じだということを、財政担当は気づくべきです。さらに言うと、「公債費を除く経常収支比率」が償還財源の大きさを表しています。例えば経常収支比率が85%、うち公債費割合が25%とすると、公債費を除く経常収支比率は60%です。これは、経常一般財源の40%が償還財源に使えるということです。直近の地方財政白書には、公債費を除く経常収支比率に言及しています。総務省の研究会で私がそのような趣旨の発言をしまして、それが反映された部分があるかもしれません。

償還財源に対して負債がどれだけあるか、が一番大事ですが、負債残高を償還財源で割ると、「いざとなったら何年で返せるか」ということです。この数字が何年だったらいいいのかということが問題となります。県が作るインフラ資産の平均の減価償却期間は、20年かそれ以上はあります。道路などは維

持補修すれば無制限に使えるので、少なく見ても 20 年があります。ということは 20 年を超えると、さすがにまずいと思います。しかし、そうはなりません。なぜかという、先ほども申しましたとおり、減価償却期間よりも借金返済のペースが速いからです。しかし、何年だったら健全かと言えるかという問題があり、ここは非常に難しいです。10 万人以上の市町村で計算したものがこれ（資料 P.8 図 5）です。平成 2 年と平成 15 年を比較していますが、バブルのピークだった平成 2 年では、3 年未満が圧倒的に多くなっていました。平成 15 年は悪くなっていますから、5～8 年が一番多くなっています。20 年を超える団体も結構あります。経常収支比率が 100 を超える、実質単年度収支が赤字、といった状況ですと、ここに入ってきます。経験的に言うと、債務償還可能年限は 10 年を超えないというところが、落としどころだと感じます。

三重県については、平成 15 年までですが、すでに計算をしています。決算統計で算出できます。「財政状況に関する所見(1)」1/2 ページの下の表に、償還能力指標として「地方交付税を考慮した債務償還可能年限(除く公営企業)」を置いています。10 年を超えた年度が 2 つある一方、直近は 7.12 年となっています。バブルのピーク時は 2 年前後という数字はありますが、全体的に見れば、「まあ、よく持ちこたえていますね」といった数字です。こういう数字に健全化目標を設定するといったことを考えてはいかがでしょうか。健全化法自体は、不健全なところに網がかかるという法律です。ただし、ひっかからなかったといっても健全だとは言えません。健全化法の財政指標とは別のところで、健全化のための努力目標を作成することは大いに意味があることです。健全化法の指標が良くてもあまり意味がありません。実質収支の黒字が多くても意味がなく、あまり大きいなら基金を積んだ方がよい。実質赤字比率は資金ショートなので、資金ショートが大きいことは問題ですが、資金ショートが起きていないからといって、それは普通の状態です。バランスシートや損益計算書では「当期利益が黒字かどうか」が出てきますが、これは、負担を先送りにしないということです。先ほどから申ししていますが、地方債のルールから、自治体は負担を先送りできません。当期利益は普通黒字になります。そこからもう一步先へ行かなければいけません。その時に償還能力の担保という話になり、先ほどの指標が中心になると考えます。

お配りした要約のペーパーに本日の結論を記載しましたが、議会本来の役割は、理事者に対して住民代表として制約を課すことです。また、議会提案条例によって、財政の枠組みを作ることは時宜に適っていると思います。岐阜県多治見市は、議会提案ではありませんが、財政健全化条例が 12 月議会に提案されています。これは理事者側から自己規制ルールとして提案されていますが、本来は議会から提案されるべきことだと思います。かつて、ある県議会で、議員提案条例で財政健全化条例が提案されたという新聞記事を見たことがあります。その時は否決されました。多数会派に属している方ではな

かったようですが、反対理由が「理事者の自由な財政運営に制約が課されるから」というものだったらしいですが、むしろそれが議会の役割ではないでしょうか。「この範囲で財政健全化をなさい」という条例は、本来的には議会の役割だと思います。多治見市の健全化条例は、健全化法の枠の中で、健全化法とは違う指標、先ほど私が申し上げた指標ですが、それを使って健全な財政状態を定義し、これに近づけるようにしようと、自己規制条例として提案されました。三重県議会は議会改革のトップランナーであるということは、世間では周知のこととなっていますので、今お話申し上げたことも、ストレートに受け止めていただけるのではないかと期待しております。議会提案条例により健全財政の指標を設定することは望ましいと思います。その際、バランスシートの議論なのか、決算統計を使いこなして出てくる指標なのか、は冷静に考えていただきたい。私は決算統計ではないかと思えます。ここまで突き詰めた議論がありませんので、識者の間ではかなり意見が分かれますが、私の意見も2つの学会では一応納得を得られていると考えています。

少し時間が超過しましたが、これで話を終わります。どうもありがとうございました。

(質疑応答)

Q 先日、最新の財政力指数、経常収支比率などが発表されましたが、財政力の強い団体では経常収支比率も低い。しかし、財政力が弱いから経常収支比率が高いとは、必ずしも言えないような気がします。経常収支比率が低いのは、財政運営がうまくいっているのか、仕事をしていないのか、一律には言えない部分があると思いますが。

A 今自治体では、財政力格差が大きな問題となっています。地方交付税の交付団体と不交付団体で格差があるのは当然ですが、交付団体の中でも非常に格差があります。交付団体の格差というのは、基準財政需要額だけの財源が交付はされていますが、資料P.10を見ていただきたいのですが、留保財源が、交付団体における格差となります。財政力指数と連動して留保財源は増減します。問題は、留保財源に対応する財政需要は何か、ということです。今問題が起きているのは、留保財源が小さいにもかかわらず、留保財源で対応すべき財政需要が非常に大きい団体があるということです。留保財源で対応すべき財政需要の代表例は公債費です。これが留保財源を超えてしまっていると、財政状況は著しく厳しくなります。このような団体が小規模団体でかなり多いです。つまり、借りすぎの団体です。三重県は、県としてはあまり留保財源が大きい方ではなく、借り過ぎとは言いませんが、結構ぎりぎりとは私は分析しています。留保財源を自覚していないと、つい借り過ぎてしまうこととなります。このような話は、今までの財政分析ではあまり出てきません。



この点も私は気にかかるところでして、先ほどの表を見ていただきたいのですが、「財政状況に関する所見(1)」1/2 ページの上の表に、資金繰り指標として「償還財源指数」という欄があります。これが、留保財源と交付税措置のない元利償還金の割り算で、1 を切っているときは留保財源の方が小さい年度、超えているときは留保財源が大きい年度です。三重県はこの数字からも、ぎりぎりとして分析します。財政力指数、経常収支比率だけでは分析できない指標があります。決算統計からこのような指標を算出し、財政分析することにより、自治体の本当の健全度を見ていく必要があると思います。

Q 今の留保財源の話では、県債を使って足りない分を払うとなると、限りなく財源が小さくなってしまおうと感ずるのですが。例えば10年スパンで事業をやらせると、一時的に留保財源を超えなければ事業ができない場合があります。留保財源を超えて事業を始めたときから、限りなく財源が収束することにならないのでしょうか。次の10年に同じような規模で事業をやらせるとしたときには、留保財源がなくなっているということにはならないのでしょうか。

A 足りない部分を借金で賄うとすれば、そうなります。留保財源の方が交付税措置のない元利償還金より小さいので足りない。その分を借金で埋めると、そうなります。ただしそれは無理です。借り換えはそう簡単にはできないので、結局、解決策は基準財政需要額を満額使わないことです。「財政難で公立図書館に最近新刊が入らなくなった」といった話がありますが、交付税上は図書館の図書購入費は財源措置されていますが、補助金ではないので、絶対それに使わなくてもよい。留保財源の方が小さくて、公債費がはみ出すと、どこか削らなければなりません。図書館で購入すべき本を我慢して公債費へ回すとかそのようなことを止める必要があります。住民サービスの引き下げという話になりますが、これだけでは吸収しきれないので、ほとんどの団体では人件費で吸収します。ラスパイレス指数100の団体など、小規模団体ではほとんどありません。借り過ぎているということです。留保財源が少ないところは給与水準を落とし、住民サービスも法律の範囲内で落としていく、という現象が起こっています。

ただし、借金は返せば当然無くなりますので、三重県として借り過ぎていないという状況があり、標準財政規模に対して、償還期間、留保財源を考慮すると、「これくらいが限界です」という数字がおおよそ出てきます。その額に借金残高が収束していけば、基準財政需要額は満額使える、ということになります。

Q 健全化条例を作る際に注意すべき点はどこでしょうか。議会として理事者側に対して抑制する役割を持っていますが、「こういう状態が健全だ」という

判断をするときの注意点はどこでしょうか。

A それを本格的に議論する場合は、もう一度お招きいただければと思います。多治見市でも問題になりましたが、「健全な財政とは何か？」ということを徹底的に議論しなければなりません。私の経験則として、償還財源と地方債の残高を割り算するとこういう数値で、全国の数値がこれぐらいだから、ここを目指していけば健全だろう、という自分なりの勘所はありますが、まず、条例を作る担当者と、その意思疎通をすることにもものすごく時間がかかります。多治見市の例ですが、条例作成担当者の最初の発想は、「借金が0の状態が望ましい」というものでした。ところが、それはインフラ整備をしないことを意味しますので、自治体としてそれはあり得ない。借金には適正額があり、そこを議論して、健全な財政状態を考え、条例に落とし込む必要があります。健全な財政状態とは何かという解は非常に難しいです。何円まで借金できるかということなので、どこかに答があるわけではありません。自治体により状況、諸条件は千差万別なので、その自治体なりの指標を設定しなければなりません。もう一つ、一度決めた指標を守れなかった場合、議会は理事者に対して何を求めるか、が問題になります。あまり無理をすると、県政を混乱させることになりませんが、努力目標だけでは条例を作る意味がありません。どれぐらいの抑止力であれば適正か、ということの怖さがあります。

Q バランスシートはストック情報が分かるが、財政再建は償還を見ていく方が分かりやすいという説明をされました。三重県は、1日の利子の支払いが4,800万円くらいで、長期債務残高が1兆円です。また、今までのように財政が増分で増えていく時代から、パイが減ってくる時代に変化しています。そうすると、サービスの質を維持するためには選択と集中が必要になってきます。それでも、三重県としてなんとしてもやらねばならない事業もあります。バランスシートの負債の部分を見極め、将来発生する負債を管理するという事は、県財政の運営において借金をするときの判断材料になると思うのですが。

A 償還財源がいくらかということは、決算統計から出てきます。バランスシートでは資産と負債が出ますが、負債に関しては決算統計からも出せます。バランスシートは総括的に、資産形成をどれぐらい、何に対してしているかを県民に知らせる必要があるので、やはり作る必要があります。しかし、負債に対して償還財源がいくらあるかということは、決算統計だけで算出できます。また、負債1兆円には、臨時財政対策債等、後年度に交付税措置がある起債の割合がかなりの割合を占めていると思います。償還するときには交付税措置として還ってきますので、繰延税金資産のようなものであって、後々に資産としてカウントできるものです。繰延税金資産などという言葉をおぼ

わざわざ使わなくても、後年度の交付税措置はどうなっているかということは、バランスシートでやっても決算統計でやっても同じことです。実際、健全化法における将来負担比率では、交付税措置を除く計算をすることになります。バランスシートの議論というよりも、負債について、ていねいな分析をするということです。そうすると負債は1兆円よりも少ないと思いますし、それを償還財源で割り算すると、先ほどの数字が出てきます。償還可能年限を短縮しようとする、投資抑制による地方債残高の低減はもとより、人件費カットによる償還財源の捻出という話になるかもしれません。ぎりぎりの所まで来ると、「県民のために資産形成をするから給与は抑制します」という判断になります。財政が厳しくても県民に対して一定の資産形成をしなければならない場合、経常費の抑制ができれば借り入れ可能額は増えますので、行政改革の効果により借金可能額が決まってしまうということです。どこまで借金ができるかということを理事者と議会が突き詰めて議論をし、ここまでなら県民代表としてよいだろう、というところで予算が決まっていくという姿が理想です。

Q 財政再建は、議会のガバナンスなりの意思決定が非常に大事だと思います。負債管理、財政規律を議会が議論して決めていくために、退職給与引当金など将来負担に関するストック情報がないと、将来の方向性を決めていくのは難しいと考えるのですが。単年度のお金の流れだけで物事を決めていくのは限界があると感じています。

A 先ほどの指標で、償還財源指数は、留保財源の方が交付税措置のない元利償還金より大きい方が望ましいので、1を超えている方がよく、債務償還可能年限は10年を超えてはまずいという考えを申しました。これらの指標はストック情報も含めての話です。「公営企業も含めた債務償還可能年限で10年を超えない」という目標は、かなり実効性のある財政健全化の目標になると思っています。非常に具体的な提案を申し上げましたが、バランスシートは開示資料として当然作るのですが、その議論を超えて、償還能力や資金繰りの財政指標を具体的に別途設け、借り過ぎない状態というものを、理事者とともに意思決定し、将来的には条例化していくことが望ましいと考えます。

以上